



令和7年度第3回 「しが web アンケートプラス調査」

(県内向け調査)の結果について

1 調査の目的

滋賀県内にお住まいの方を対象として、滋賀県に対するイメージ・意識・認知度等をインターネットを活用して適時迅速に調査し、速やかに県の施策に活用するための基礎資料とする。

2 調査の概要

- (1) 調査対象 県内在住の満18歳以上の個人
- (2) 標本数 500人
- (3) 調査方法 インターネットを利用し、パソコン、スマホ等により回答するweb調査
- (4) 調査期間 令和7年9月1日(月)～9月3日(水)
- (5) 調査会社 株式会社ブランド総合研究所

3 調査項目

子どもの権利について

4 主な調査結果 ※詳細は別添集計表(エクセル表)を参照ください。

Q1：日々の情報の入手はテレビが最も多く4人に3人が情報を得ている(75.8%)。

Q2：「子どもの権利条約」について聞いたことがある人はおよそ5割(49.6%)。

Q3：「子どもの権利条約」を知ったきっかけは、「テレビ、ラジオ」が最も多く、およそ4割(39.5%)。

Q4：令和7年4月1日に施行した「滋賀県子ども基本条例」を聞いたことがある人はおよそ3割(29.8%)。

Q5：「滋賀県子ども基本条例」を知ったきっかけは、県の広報誌が最も多く、およそ3割(30.9%)。

- Q6：子どもの権利だと思われるものは、「教育を受けること」(65.0%)が最も多く、次いで「すべての子どもは、健やかに生きる・育つことができること」(64.2%)、さらに「すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されないこと」(63.6%)が多く、この3項目が6割以上。
- Q7：社会で守られていると感じる子どもの権利は、「教育を受けること」(51.4%)が最も多く、次いで「医療・保健サービスを受けること」(45.8%)となっている。
- Q8：子どもの権利の認知度向上のために必要だと思うことは、「子どもたち自身が学校で子どもの権利について学ぶ時間を増やす」(47.4%)が最も多く、次いで「大人と子どもと一緒に学ぶ機会を増やす」(47.2%)となっている。
- Q9：「子どもの意見は、大人にどの程度尊重されていると思いますか」については、「十分に尊重されている」「ある程度尊重されている」の合計で4割弱(37.4%)。
- Q10：「子どもが抱えるさまざまな困難について、悩みを相談できる窓口を知っていますか」については、「よく知っている」「ある程度知っている」の合計でおよそ4割(40.2%)。
- Q11：「権利」「権利と義務」「子ども(子供)」「周知」「虐待」といった言葉に特徴づけられるコメントがみられた。